

準備書面 2 2 要旨

これから10分ほどお時間をいただいて、発声機能の障害を補助する手段を決めることは、自己決定権として憲法13条により保障されることを主張いたします。

ここでは、障害者の自己決定権が憲法により保障されることに加えて、障害者の権利確立の運動の歴史も障害者の自己決定権の重要性を再認識するものであったこと、国際的にも国内的にも障害者の自己決定権を当然の前提として障害者の権利保障がなされていることを論じたいと思います。

そもそも、基本的人権とは、人間の固有の尊厳に由来するものであって、人間であることによって当然に保障されるものです。したがって、たとえ憲法に明文の規定のない利益であっても、社会の変革に伴い、また、人間の尊厳という概念や人権についての理解が深まるに伴い、「自律的な個人が人格的に生存するために不可欠」と考えられるに至った法的利益は「新しい人権」として、憲法13条により保障されると解釈するべきです。わが国でも、憲法に明文のない法的利益を人権として認めた裁判例は数多くあります。

こうしたことからすると、原告の主張する自己決定権が憲法13条により保障されることは容易に理解できるはずです。

障害者にとって、補助手段を選択することは生きることに直結する重大なことです。彼らがこの社会で生きていくためには障害を補う必要があり、そのためには、自らの身体だけでは留まらない何らかの手段を利用しなければなりません。そして、障害者にとって補助手段は、その時々、社会の条件により、いくつかの限られたものしかありません。すなわち、健常者は生きていく上で数多くある手段の中から意識的あるいは無意識的に選択しているのに対し、障害者は、限られた手段の中から意識的に選択していかざるを得ないのです。そうしなければ、障害者はこの社会の中で生き、そして、この社会に主体的に参加していくことはできないのです。

したがって、障害者が障害を補助する手段を自ら選択することは「障害者が自律的な個人として人格的に生存するために不可欠」なものであって、憲法上の保護を必要とすべき基本的人権として理解されるべきなのです。

そして、このような障害者の自己決定権の重要性は、障害者の権利確立の運動の中でも再認識されてきました。

障害者をめぐる運動には、ヨーロッパで支持されたノーマライゼーションの運動とアメリカで広がった自立支援運動がありますが、この2つの運動のいずれも障害を補う手段を選ぶ自由を前提としており、障害者の自己決定の重要性を再認識するものでした。

1960年頃、障害者を保護の客体としてとらえていた従来の障害者観に異議を唱える形で、ノーマライゼーションの理念は発展しました。ノーマライゼーションの理念におい

ては、障害者であっても健常者が通常送る生活リズムやライフサイクルが確保されるべきだと考えられました。つまり、どれほど重大な障害を負った人であっても、朝起き、着替えをし、十分な介助の下で普通に活動できる環境を確保されるべきだと考えられたのです。

そして、ヨーロッパのノーマライゼーションの動きに影響されてアメリカでも自立支援運動が展開されました。自立支援運動では、真の自立とは経済的自立や物理的自立ではなく、障害者の自己決定と生活の質を基礎にしたものであるべきだと考えられました。

障害者の権利確立についての二つの異なる運動のいずれもが、障害者の自己決定権の重要性を再認識したということは、自己決定権が本来保障されるべき根源的な権利であったことを裏付けます。障害を補完する手段を自由に選択できなければ、障害者は日常生活を満足に送ることができなくなり、ひいては人間らしく生きる権利が侵害されてしまうのです。

そして、障害を補完する手段を選択する自由は、国際的に見てもわが国の行政上も当然のこととされています。

1975年国連で採択された障害者の権利宣言では、障害者には障害を補完する手段を選択する権利が保障されることが明記されました。

2002年12月にわが国で定められた障害者基本計画においても、障害者が自由に補助具や介助を選択できることが当然の前提とされた政策が設けられています。

そして、2006年12月に国連で採択された障害者権利条約は「公的な活動において、・・・障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段・・・を用いることを」締約国に義務付けており、原告の主張する自己決定権を確保するための措置を締約国に求めています。ここでも、原告の主張する自己決定権が当然の前提とされています。

障害者が自己の障害を補完するための手段を選択する権利が人間の生存にとって重要であることは、障害者の権利宣言が採択されたときから繰り返し確認されていたことであり、原告の主張する利益が人権であることは、各規定の前提とされているのです。

以上のように、障害者は自己の障害を補完する手段を自ら選択する権利を有しており、それは基本的人権として憲法13条により保障されるべきです。これは、補助具や介助の自由な選択が障害者にとって極めて重要であり、これらを自由に選択できなければ障害者の人格的生存はありえないからです。そうだからこそ、すでにそのことは、国際法上もわが国の行政上も当然のことと考えられているのです。

しかしながら、被告らは、障害者の自己決定権を制約する高度の必要性や合理性をなんら主張していません。したがって、被告らの行為が原告の自己決定権を侵害していることは明白です。

以上